### 公立大学法人尾道市立大学 第二期中期計画(案)

#### 目次

- 第1 はじめに
- 第2 中期計画の期間
- 第3 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
  - 1 教育の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
  - 2 研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
  - 3 学生への支援に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 第4 地域貢献及び国際交流に関する目標を達成するためにとるべき措置
  - 1 地域貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置
  - 2 国際交流に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 第5 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 第6 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 第7 自己点検・評価及び情報の提供及び広報活動に関する目標を達成するために とるべき措置
- 第8 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置
- 第9 予算、収支計画及び資金計画
- 第10 短期借入金の限度額
- 第11 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
- 第12 剰余金の使途
- 第13 尾道市の規則で定める業務運営に関する事項

第1 はじめに

尾道市立大学は「知と美の探究と創造」を建学の基本理念として、経済情報学 部と芸術文化学部の2学部からなる、ユニークな公立大学である。経済情報、日 本文学、美術の3学科は、瀬戸内の要衝として栄えた尾道の歴史、優れた文化と 芸術を創造してきた尾道の伝統を現したものであり、これまで地域社会や国際社 会に貢献する多くの有為な人材を育成してきた。

大学を取りまく環境は、少子化と人口減少、グローバル化の進展によって大き く変化している。その中で、次代を担う若者が、確かな学力と豊かな教養、自主 的に考え行動できる主体性と積極性をもつことがますます重要になっている。こ れを実現するために尾道市立大学は、少人数教育の特長を生かし、「何事にも好 奇心を持ち、積極的にチャレンジできる学生が育つ大学」「一人一人が成長を実 感できる大学」「地域に入り、地域で学び、地域に還していく大学」の実現を目 指す。 重点課題

- 1.ユニークな学部・学科編成を生かした教養教育の充実と体系的な専門教育 の実現を図る。
- 2. 幅広い視野と豊かな人間性を持ち、国際的に通用する知識と技能を持った 学生を育てる。
- 3.高度な専門的知識と技能、独創的な表現力、高いコミュニケーション能力 を持った人材を育成するカリキュラムと教育方法を開発し共有する。
- 4.研究者一人一人が質の高い優れた研究活動と創作活動を不断に行い、国内 外に発信していく。
- 5.尾道の歴史と伝統を学び、尊重し、「地域を学びの場」として生かす教育・ 研究を実践していく。

第2 中期計画の期間

中期計画の期間は、平成30年4月1日から平成36年3月31日までの6年 間とする。

# 【 参考資料 】計画項目数比較表

項目	第2期	第1期
第3 教育研究等の質の向上に関する目標を 達成するためにとるべき措置	3 5	71
1 教育の質の向上に関する目標を達成す るためにとるべき措置	(21)	(41)
2 研究の質の向上に関する目標を達成す るためにとるべき措置	(4)	(11)
3 学生への支援に関する目標を達成する ためにとるべき措置	(10)	(19)
第4 地域貢献及び国際交流に関する目標を 達成するためにとるべき措置	4	17
1 地域貢献に関する目標を達成するため にとるべき措置	(2)	(11)
2 国際交流に関する目標を達成するため にとるべき措置	(2)	(6)
第5 業務運営の改善及び効率化に関する目 標を達成するためにとるべき措置	3	10
第6 財務内容の改善に関する目標を達成す るためにとるべき措置	4	1 1
第7 自己点検・評価及び情報の提供に関す る目標を達成するためにとるべき措置	3	5
第8 その他業務運営に関する重要目標を達 成するためにとるべき措置	6	10
計	55	124

()内は、大項目内の中項目数

### 第3 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき 措置

- 1 教育の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
  - (1) 質の高い体系的な教育課程の編成

を強化した教育プログラムを展開する。

教養科目と専門教育との連携性を実現する履修モデル(コア科目)を整備 し、基本理念の実現に直結する教養科目を具体的に専門カリキュラムの中に 生かすカリキュラムマップを作成する。 「No.1】 学士課程及び大学院課程において、カリキュラム・ポリシーに基づいて編 成した教育課程にナンバリングを導入し、より体系的な教育を展開するとと もに、有効な学期制の検討や外国語による授業の実施等により、国際通用力

学士課程教育においては、幅広い教養と基本的な専門能力を修得させるた め、4年間を通じて教養教育と専門教育が有機的に連携したカリキュラムへ の再編を進めるとともに、プレゼンテーション、フィールドワークを重視し、 アクティブラーニングを活用した教育プログラムを全学的に実施する。また、 基礎科目の強化や国際化を図ったプログラムを実施する。 【No.3】

- ・数学データの蓄積と分析を有効に行い、要対応学生の把握体制を整えるとともに、少人数教育の特性を活かし、リメディアル教育、学科個別指導の充実を図る。

   【No.4】
- (2) 幅広い視野と豊かな人間性をもち、国際的に通用する人材の育成
  - 海外留学等のプログラムの充実・促進を図ると同時に、「身の回りにある 多文化」との接触から積極的に他者理解力を深める「日常の中の国際化」プ ログラムの開発を通して、地域人としての軸に柔軟な価値観とコミュニケー ション能力を備え、国際社会と積極的に関わりうる人材を育成する。

【 No.5 】

[ No.2 ]

- 教養教育をより充実するため、責任ある実施・運営体制を整備するととも
   に、科目の再編成に取り組み、幅広い視野と豊かな人間性をもつ人材を育成する。
   【 №.6 】
- (3) 専門的知識と技能を身につけ、社会に貢献できる人材の育成

全学的立場での教育理念の実現度を具体的に表現できるポートフォリオのシステムを整備し充実させる。

○ 将来目標に向け、実体験を通じた教育を実施するため、インターンシップ・プログラムや事前・事後学習等を、学部・学科の専門教育と繋がった体系的なものとする。
 【 No.8 】

(4) 教育力の向上

教育研究環境の充実を図るため、キャンパス整備計画を策定し、計画的に 整備・改修を行う。 【 No.9 】

学修ポートフォリオを活用するなど、学修成果の可視化を図ることを通じて、学生の能動的・自主的かつ質を伴った学修を促進し、学部生の授業外学修時間を増加させる。
【No.10】

奨学金制度の学内への周知や授業料減免制度の改善などにより、生活面で の学生支援体制の整備を行う。また学生指導費などがより利用しやすいもの になるように、制度の改善および利用の促進を行う。 【 No.11 】

組織的な教育実施体制を強化するため、より厳格な成績評価の実施並びに 入学から卒業・修了までの一貫した教育・学修支援体制の構築など、全学的 な教学マネジメントを確立する。 【 No.12 】

アクティブラーニングの実施や英語による科目の整備等に向け、教員個々の教育力を向上させ、教育の国際的な通用力を強化するためのファカルティ・ディベロップメント活動を全学的に展開する。 【 No.13 】

(5) 学生の受入れ

本学が、学科構成の特性を踏まえ、どのような資質と意欲を持った学生を 求め、どのような力を備えたものとして社会に輩出しようとしているかをよ り具体的に表現するアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、 ディプロマ・ポリシーに更新する。 【 No.14 】

全学ポリシーを念頭におき、特性に応じた各学部学科のアドミッション・ ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーをより具体的に 表現する。 【 No.15 】

大学の特長を、明確かつ分かりやすく、情報発信するため、デザイン・ポリシー、ブランド・アイデンティティーを確立する。 【 No.16 】

少子化の進行や、入試制度改革等状況の変化に柔軟に対応しつつ効果的な 広報活動を展開する。
【No.17】

本学のアドミッション・ポリシーに基づき、大学入学共通テストに対応した効果的な入試改革を行う。 【 No.18 】

(6) 大学院教育

経済情報研究科・日本文学研究科においては次代を拓く研究者・指導者養 成、美術研究科にあっては持続的な造形活動に携わる作家・デザイナーの養 成を目指す。この二つの方向性を軸としたカリキュラムを実施し、その人材 育成を目指す。 【No.19】

学部生の内部進学に向け、学部・大学院一貫教育プログラムの開発に取り 組む。 【 No.20 】 アドミッション・ポリシーに適合し、高度な実践能力及び研究能力の習得 を目指す意欲あふれる人材について、積極的かつ効果的な広報活動により、 本学学部卒業生や社会人、留学生など多様な分野からの受入れを推進する。 【 No.21 】

2 研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1)研究の活性化

国内外の学会・学術会議での発表、査読付き専門誌や学会誌への論文投稿、 展覧会の開催、学内外の研究者との共同研究等を通じて、研究成果の公表を 推進し、研究の活性化に取り組む。
【No.22】

教員、学生等の研究活動を公開するコンテンツを設け、その成果を社会に 還元する。 【 No.23 】

(2) 研究の実施体制
 サバティカル制度の充実、学内競争的資金等の活用により、学内外の共同
 研究を推進する。
 【 No.24 】

研究力の向上のため、学内研究費を活用した、教員個人研究・共同研究を 推進するとともに、科学研究費補助金等への申請率を教員の70%以上とな るよう取り組む。 【 No.25 】

- 3 学生への支援に関する目標を達成するためにとるべき措置
  - (1) 学習の支援

成績不良者・退学者数を減ずる課題整理と体制整備を行う。 【 No.26 】 ポートフォリオ・自己評価カルテを用いた学生自身による自己管理と、共 有化した情報を活用したチューター等によるきめ細かな学習支援・進路支援 に取り組む。 【 No.27 】

障害のある学生に対する修学支援を強化するため、障害に関する研修を実施するとともに、サポート学生を養成し、ピアサポート体制を構築する。

[ No.28 ]

(2) 学生生活の支援

学生への経済的支援、心身のケア等の健康支援・各種相談体制の整備、課 外活動の環境整備など、学生生活全般にわたる支援を充実する。 【 No.29 】 学生生活に困難・問題が生じた場合の対応について、危機管理マニュアル やハラスメント防止マニュアルを含めて対応体制の点検・見直しを行い、実 働的な対応体制を確立する。 【 No.30 】

(3) キャリア形成の支援

社会人基礎力を育成するカリキュラムを取り込んだ課外講座を実施する。 企業等との連携によるセミナーを開催し、学生への情報発信、職業観・勤労 観の育成を図る。 【 No.31 】 関係部署が連携を図り、卒業生の進路・活動をより分かりやすく可視化することにより、キャリア形成にとって必要な情報提供や共有化を行う。

[ No.32 ]

キャリア教育科目を、国内外のインターンシップを含め実践的な演習を取り込んだ、体系的なカリキュラムにする。 【 No.33 】

教職員が連携し、学生の自主性を尊重しつつも、学生の成績や適性に応じ、 指導・管理ができる進路支援体制を構築する。 【 No.34 】

(4) 経済的支援

授業料減免制度の拡充や奨学金制度の見直しなど生活面での学生支援体 制を整備する。 【 No.35 】

- 第4 地域貢献及び国際交流に関する目標を達成するためにとるべき 措置
- 1 地域貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置
  - (1) 地域社会との連携・協働

地域との交流・連携により、地域を学びの場とする科目、地域課題に取り 組む科目の新設に取り組むとともに、その研究成果を地域に還元する。

[ No.36 ]

(2) 地域への学習機会の提供

地域との交流の場を増加させるとともに、公開講座・公開授業等生涯学習の場を毎年50件以上創出する。 【No.37】

- 2 国際交流に関する目標を達成するためにとるべき措置
  - (1) グローバル化の推進

提携校との交換留学の拡大、海外大学との提携を増加するとともに、学内の留学生の日本語教育、生活サポート、そのための国際交流センターの諸機能を充実し強化する。

提携校との交流を拡充し、本学の学部学科と提携校の対応する学部学科との学術交流プログラムを開発し、教員間の共同研究を推進する。(No.39)

# 第5 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとる べき措置

(1) 教育研究組織の充実

組織的な教育実施体制を強化するため、科目配当・教員配置の見直しや入 学から卒業・修了までの一貫した教育・学修支援体制の構築など、全学的な 教学マネジメントを確立する。 【 No.40 】 (2) 業績評価制度の確立

教育、研究、大学運営、地域貢献の各領域における業績評価の方法と評価 基準を確立するとともに、その評価を適正に運用するための制度を策定する。

(3) 事務処理の改善・効率化

重点取り組み項目について、部局を越えた業務実施体制を構築する。また、 事務組織、事務処理方法等を不断に見直し、業務の適正化と効率化を推進す る。
【 No.42 】

#### 第6 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 資源の適正配分

大学運営経費の妥当性を詳細に検証し、経費節減を図るとともに、第2期 中期財政計画に基づき、予算の選択、重点化を図る。 【 No.43 】

大学の戦略に即した経営資源(人的資源・物的資源・資金)の適正配分を行う。【 No.44 】

(2) 外部資金等の獲得

外部資金獲得に向け、科学研究費補助金等の学外競争的資金への申請数を 増加するとともに、情報収集や申請書作成などに組織的な支援を行い、採択 率の向上に取り組む。 【No.45】

地域からのニーズに応え、受託研究件数の10%以上の増加に向け、取り 組む。 【 No.46 】

- 第7 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにと るべき措置
  - (1) 自己点検・評価の充実

客観的な達成水準や指標に基づいた自己点検・評価の方法を確立し、評価 結果を教育研究活動及び業務運営の改善に有効に結びつける。 【 No.47 】

(2) 情報公開及び広報活動の推進

ウェブサイトなど各種メディアを利用した学内情報の迅速な公開を行う。 また、効果的な広報活動のため、新たなメディアの活用に関しても制度設計 を行いつつ、積極的に検証する。 【 No.48 】

既存の広報媒体を検証し、SNSでの発信、学生による広報活動等、効果 的な広報手段を活用する。また、教育研究活動、ゼミ活動、学生・卒業生の 活躍等を積極的に情報発信することにより、尾道市立大学のブランド力の向 上を図る。 【No.49】

# 第8 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき 措置

(1) 施設・設備の整備と活用

将来にわたってキャンパスの機能性を維持、向上させるため、キャンパス 整備計画を策定し、計画的に整備・改修を行う。 【 No.50 】

(2) リスクマネジメントの強化及び法令遵守の推進

教職員・学生の安全衛生管理を総合的かつ効果的に実施するため、毎年度、 安全衛生実施計画を策定し、課題解決に取り組む。 【 No.51 】

事故、災害等の未然防止のためのリスク管理と、発生した際に適切に対処 できるような危機管理体制を確立し、教職員・学生に対する教育、研修を推 進するとともに、関係機関との連携強化を図る。 【 No.52 】

高度化・複雑化するサイバー攻撃やICTの活用機会の増加に伴う事故を 未然に防ぐため、情報セキュリティ対策を充実・強化する。 【 No.53 】

学内外の研修参加機会の増加、 JT等により、全教職員が参加するファ カルティ・ディベロップメント、スタッフ・ディベロップメント活動を充実 し、コンプライアンスの徹底や教職員の能力向上に取り組む。 【No.54】 一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、教育研究の場にふさわしい環境を 形成するために必要な研修を企画・実施する。 【No.55】

#### 第9 予算、収支計画及び資金計画

#### (1) 予算(平成30年度から平成35年度まで)

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金収入	
学生納付金収入	
雑収入	
計	
支出	
一般管理費	
人件費	
教育研究経費	
計	

### (2) 収支計画(平成30年度から平成35年度まで)

#### (単位:百万円)

区分	金額
費用の部	
経常費用	
業務費	
教育経費	
研究経費	
教育研究支援経費	
人件費	
一般管理費	
財務費用	
減価償却費	
臨時損失	
収入の部	
経常収益	
運営費交付金収益	
授業料収益	
入学料収益	
入学検定料収益	
寄付金収益	
雑益	
資産見返負債戻入	
資産見返運営費交付金等戻入	
資産見返物品受贈額戻入	
臨時利益	
純損益	0
 注 収支計画と予算及び資金計画との額の遺	<u> いは、減価償却に係るものであ</u>

注 収支計画と予算及び資金計画との額の違いは、減価償却に係るものであ る。

### (3) 資金計画(平成30年度から平成35年度まで)

(単位:百万円)

	区分	金額	
資金支出			

業務活動による支出 投資活動による支出 財務活動による支出 次期中期目標期間への繰越金	
資金収入	
業務活動による収入	
運営費交付金収入	
学生納付金収入	
寄付金収入	
雑収入	
投資活動による収入	
財務活動による収入	

第10 短期借入金の限度額

- (1) 短期借入金の限度1億円
- (2) 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策 費として借り入れることが想定される。
- 第11 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 なし
- 第12 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善のための費用に充てる。

- 第13 尾道市の規則で定める業務運営に関する事項
  - (1) 積立金の処分に関する計画

前中期目標期間繰越積立金は、教育研究等の質の向上及び組織運営の改善のための費用に充てる。

(2) その他法人の業務運営に関し必要な事項 なし